

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会〔第31回〕

令和7年4月17日(木) 午後7時00分

松川町役場 2階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・ 委員長
- ・ 町長
- ・ J R 東海
- ・ 長野県

3. 会議事項

(1) 松川町内におけるリニア発生土活用事業について (町より)

①前河原道路 (仮称) 新設事業

項目 \ 年度 四半期	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
盛土造成工事(準備工)	■	■	■																	
盛土造成工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■								
道路新設工事													■	■	■	■	■	■	■	■
窪地造成	■	■																		

②福与河原圃場整備事業

項目 \ 年度 四半期	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
関係機関との協議	■	■	■													
盛土造成工事 (リニア発生土、小渋ダム排砂土)				■	■	■	■	■	■	■	■	■				
圃場整備工事											■	■	■	■	■	■

(2) 発生土運搬等について (J R 東海より [別冊資料])

- ・ 大鹿村内の工事の進捗
- ・ 発生土運搬車両の運行状況
- ・ 前河原道路事業の工事計画
- ・ その他

(3) 質疑応答

4. 閉会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

No	区分	氏 名	所 属 役 職 等	備 考
1	(1)	松下 英樹	古町区会	
2	(1)	中島 安治	上新井区会	
3	(1)	菅沼 文弘	名子区会	副委員長
4	(1)	堀木 富美夫	大島区会	
5	(1)	清水 祐一	上片桐区会	
6	(1)	高坂 龍夫	福与区会	JA みなみ信州松川支所理事兼任
7	(1)	井澤 弘幸	部奈区会	
8	(1)	塩澤 澄夫	生東区会	
9	(2)	加賀田 亮	松川町議会 推薦	
10	(2)	塩沢 貴浩	松川町議会 推薦	
11	(2)	米山 俊孝	松川町議会 推薦	委員長
12	(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
13	(4)	松下 敏章	松川町農業委員会 会長	
14	(4)	高坂 龍夫	JA みなみ信州松川支所 理事	福与区会兼任
15	(4)	細田 勉	松川町商工会 会長	
16	(4)	片桐 瑞穂	松川町商工会 建設業部会長	
17	(4)	北沢 公彦	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
18	(4)	関 悟司	信州松川くだもの観光協会	
19	(4)	熊谷 誠	松川町交通安全協会 会長	
20	(4)	大石 春美	松川町交通安全協会 女性部長	
21	(4)	吉澤 裕	松川町交番 所長	
22	(4)	松浦 善文	松川町教育委員会	
23	(5)	宮下 勉	公募委員	
24	(5)	知久 克志	公募委員	
25	(5)	細川 容宏	公募委員	

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
(5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、J R 東海等に対し説明者の出席を求めることを予定している。

(主催者側) 出席者名簿

※敬称略

○J R 東海

・名古屋建設部

担当部長 杉浦 禎信

・中央新幹線長野工事事務所

所 長 小池 一之

副 所 長 水上 英也

係 長 黒澤 太一

主 席 佐藤 雄哉

大鹿分室

主 任 小舘 貴

○長 野 県

・飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

次 長 石坂 公成

課長補佐 井原 一馬

○松川町

町 長 北沢 秀公

副 町 長 黒澤 哲郎

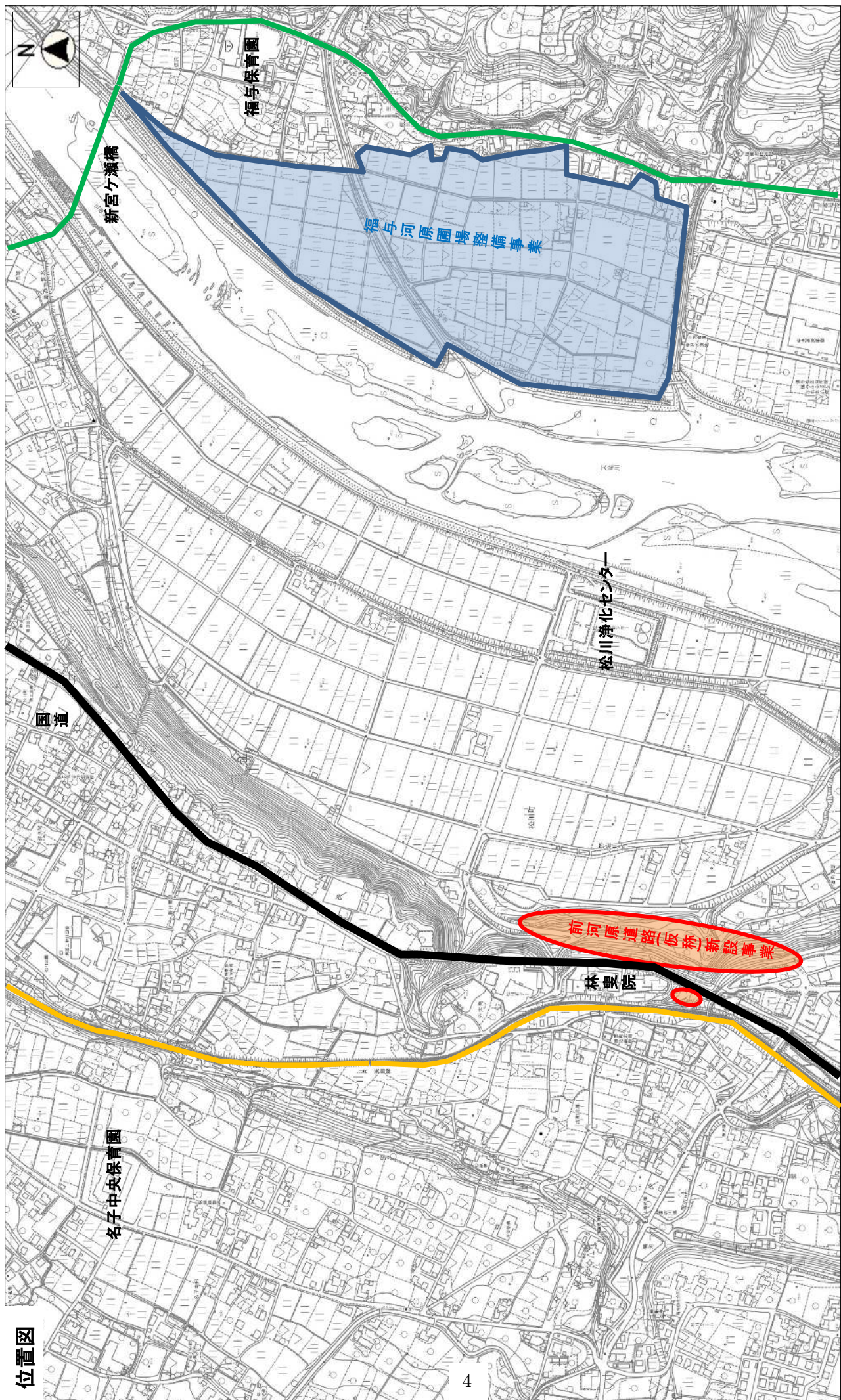
・事 務 局

建設水道リニア対策課長 中村 昌彦

係長 後沢 充

主任 菊池 杏奈

位置図



松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会（以下、委員会という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
 - (2) 町議会議員
 - (3) 識見を有する者
 - (4) 行政関係機関及び関係団体代表
 - (5) 公募委員
 - (6) その他町長が必要と認めた者
- 2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

- 2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。

3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。

3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長は建設水道リニア対策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場建設水道リニア対策課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。